

糸満市の『^{ざい}財^{せい}政』

平成24年度版

総務部財政課

目 次

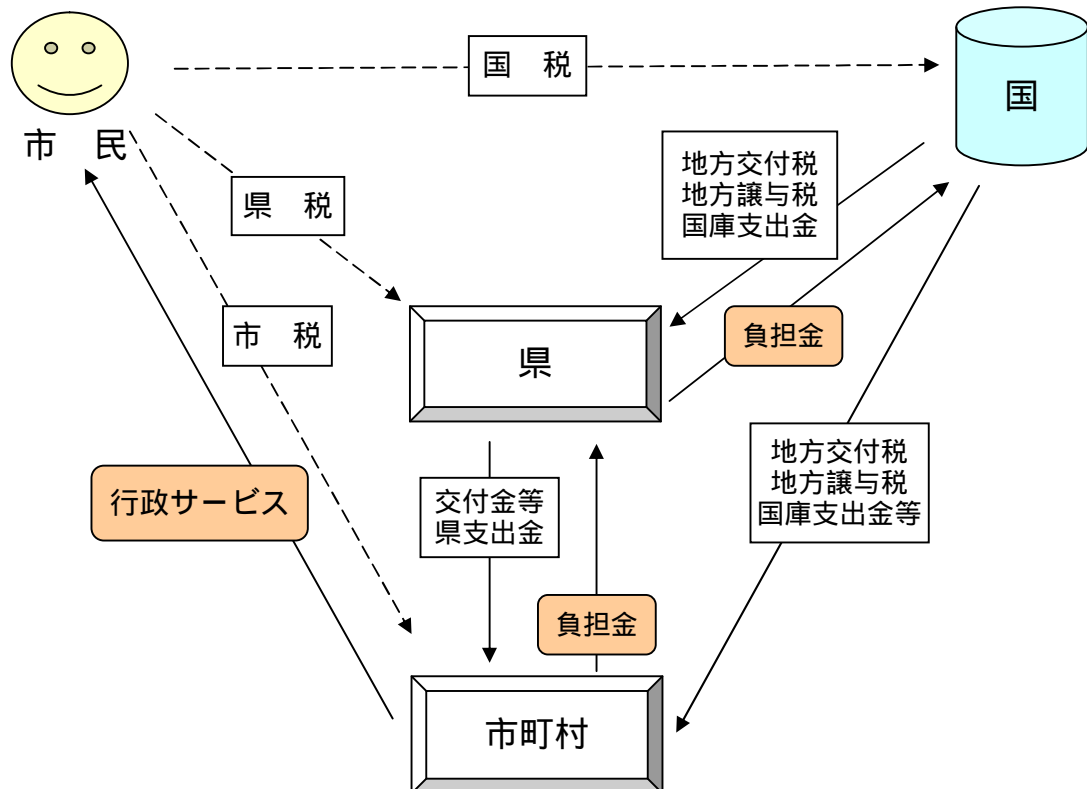
〈財 政〉	1
〈予 算〉	
1 税金の流れ	1
2 予算ができるまで	2
3 平成24年度予算の規模	2
(1) 歳入の状況	3
(2) 歳出の状況	5
(3) 一人当たりの市税負担額	7
(4) 一人当たりの歳出予算額	7
〈決 算〉	
1 決算の流れ	8
2 決算統計	9
3 普通会計と公営企業会計	9
〈平成23年度決算〉	
1 決算規模	10
2 歳入決算の状況	11
3 歳出決算の状況	11
4 糸満市の家計	12
5 市債と公債費率等	13
6 基金の状況	14
7 経常収支比率	16

< 財 政 >

財政とは税金や市債（借金）等による収入手段を組み合わせる資金を調達し、これを元に福祉や教育などのサービスや道路・下水道等の整備など生活の基本となるものを整備するために行う国や地方公共団体の経済活動のことです。

< 予 算 >

税金の流れ



豆知識

国税の主なもの：所得税、法人税、相続税、消費税、酒税、たばこ税等

県税の主なもの：県民税(個人・法人)、事業税(個人・法人)、自動車税、不動産取得税、ゴルフ場利用税等

市税の主なもの：市民税(個人・法人)、固定資産税、軽自動車税、市たばこ税、鉱産税等

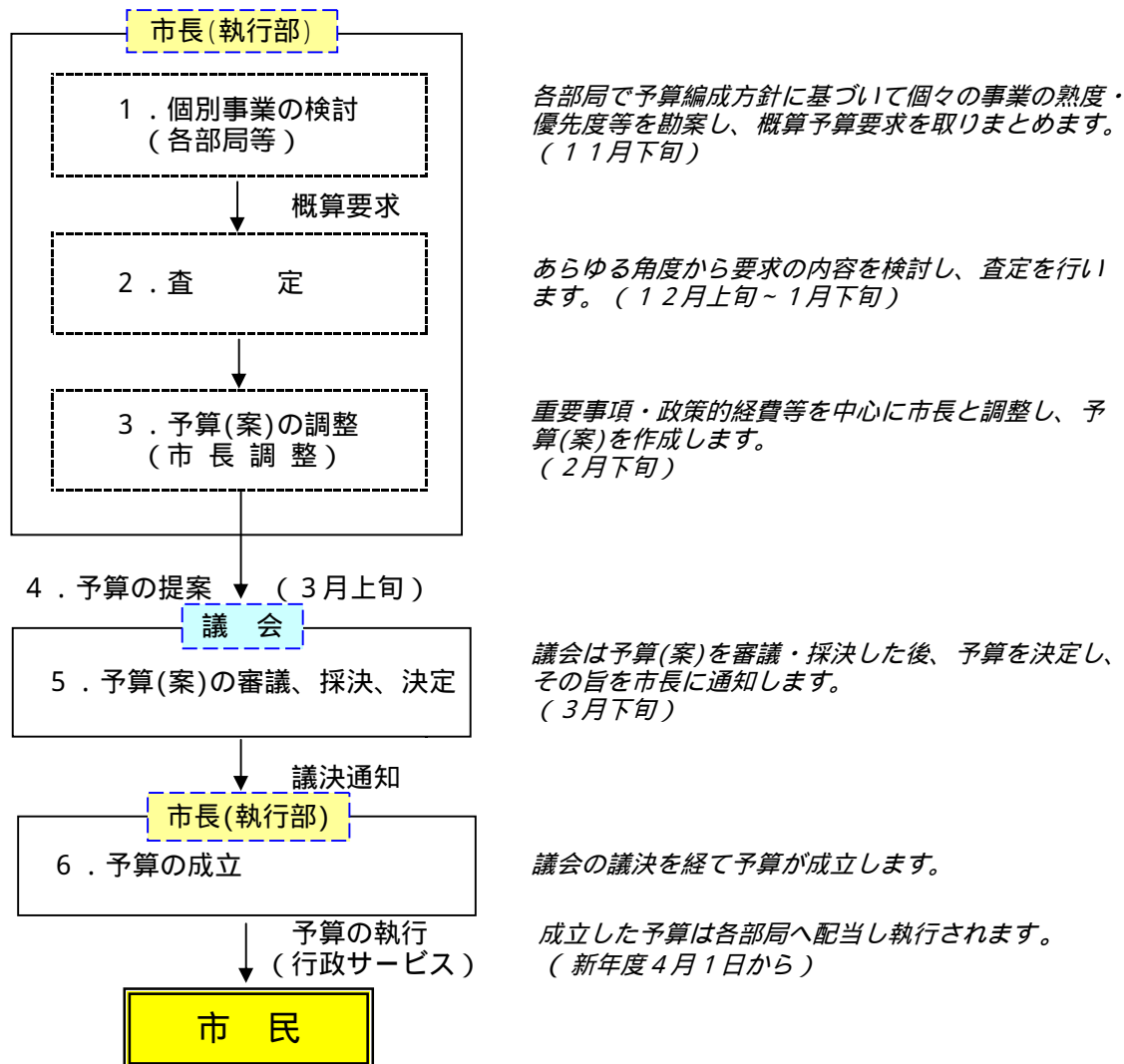
国 庫 支 出 金：一般に国が特定の事務事業を行うために交付する給付金のことをいいます。

歳 入：一会計年度における一切の収入

歳 出：一会計年度における一切の支出

国、県及び市町村は活動を行うため、毎年度予算を決定します。
 予算とは、一会計年度(4月1日～翌年3月31日まで)における収入・支出の見積りで、市においては市長が予算(案)を作成し、主権者(市民)代表である議会の議決によって成立します。

予算ができるまで



予算の規模

予算は「一般会計」、「特別会計」及び「企業会計」にそれぞれ編成されます。
 平成24年度における系満市の当初予算規模はそれぞれの会計を合算して360億4,875万8千円で、平成23年度と比較すると5.0ポイントの増となっています。

単位：千円、%

	平成24年度 当初予算額	平成23年度 当初予算額	比較増減額	伸び率
一 般 会 計	20,753,100	19,571,584	1,181,516	6.0
特 別 会 計	13,750,911	13,228,151	522,760	4.0
企 業 会 計	1,544,747	1,542,408	2,339	0.2
合 計	36,048,758	34,342,143	1,706,615	5.0

豆知識

特別会計・・・特定の事業を行うため、特定の歳入歳出を一般会計の歳入歳出と区別して別個に処理するための会計をいいます。本市では「国民健康保険事業」、「公共下水道事業」、「人材育成事業」、「介護保険事業」、「糸満漁港ふれあい公園事業」、「土地区画整理事業」、「後期高齢者医療保険事業」の7つの特別会計があります。

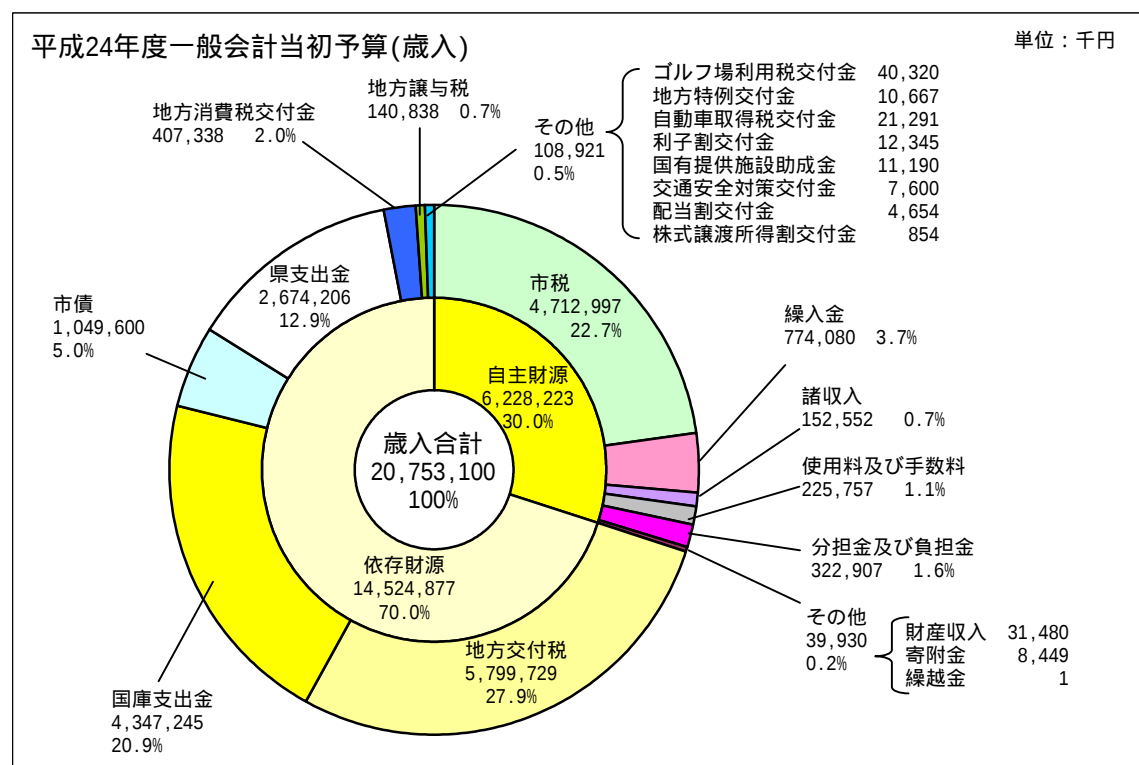
企業会計・・・一般的には株式会社等の民間企業における会計のことですが、ここでは市が地域住民や企業等にサービスを提供することを目的として、市が経営する事業の経理を行う会計のことです。本市では「水道事業会計」があり、事業の経費は受益者負担が原則となっています。

歳入の状況

本市の一般会計歳入予算の「自主財源」と「依存財源」の割合をグラフで見てください。

自主財源は行政活動の自主性と安定性の尺度となりますので、その比率が高いほど市にとって好ましいといえます。

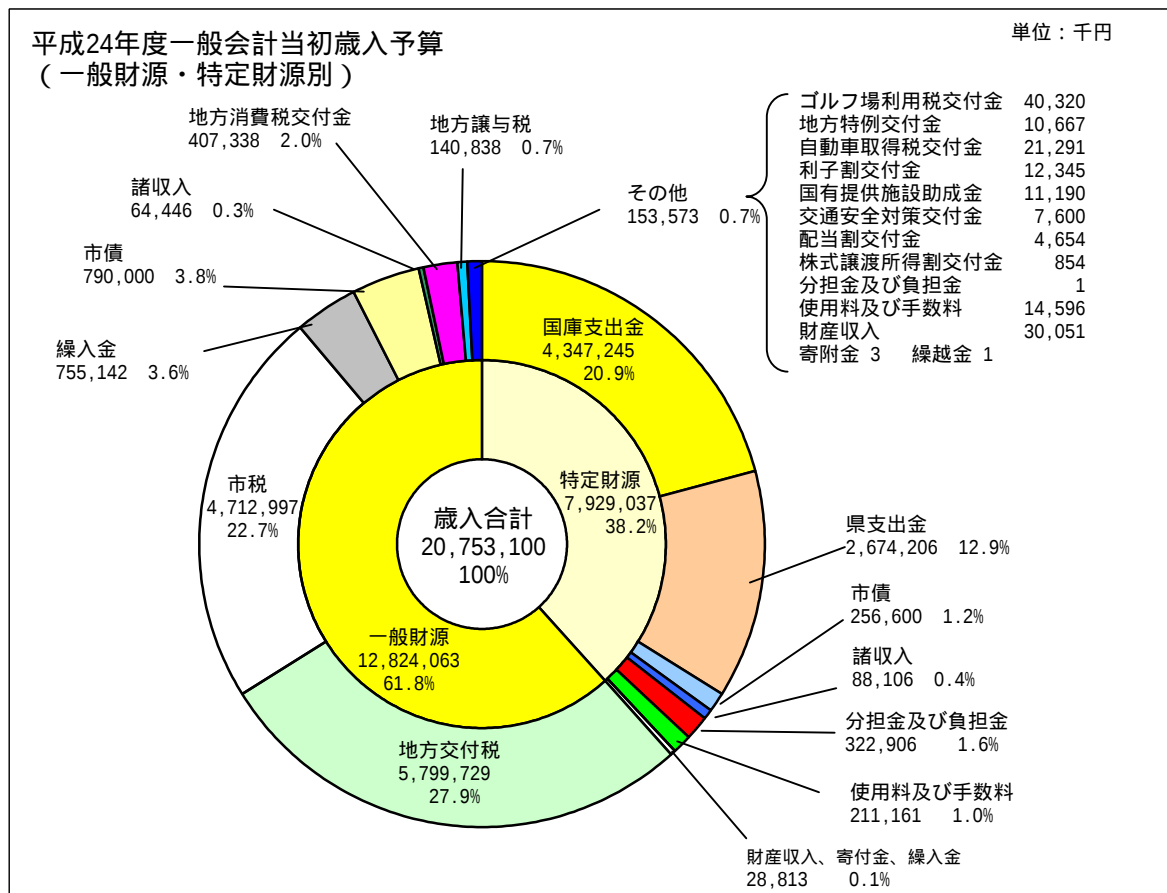
糸満市の自主財源比率は30.0%で平成23年度の28.7%より1.3ポイント高くなっています。



次に「特定財源」と「一般財源」に区分した割合をグラフで見てみましょう。

- 特定財源：使途が特定されている財源で「国庫支出金」、「県支出金」、「市債」、「使用料及び手数料」、「分担金及び負担金」等があります。
- 一般財源：使途が特定されず市の自主的判断で支出できる財源で「地方交付税」、「市税」、「繰入金」、「諸収入」等があります。

一般財源は市民のニーズに沿った色々な経費に使用できますので、額が多いほど市にとって好ましいといえます。



豆知識

市 債：市が特定事業の支出に充てるため、基本的に県と協議し(平成17年度までは許可制)一会計年度を越える長期借入金のことをいいます。

歳出の状況

歳出予算は、行政目的による経費を「目的別歳出」、その経費の性質によるものを「性質別歳出」に分類することができます。

目的別歳出予算の状況

平成24年度の目的別予算の構成では、民生費が最も大きくなっています。

単位：千円、%

目的別予算科目	平成24年度 当初予算額	構成比	主な内容
民 生 費	9,269,140	44.7%	生活保護、児童・母子福祉、高齢者・身障者・知的障害者の福祉対策、国保特会への繰出等
公 債 費	2,268,387	10.9%	市債等の返済
教 育 費	1,600,820	7.7%	学校(義務)教育、社会教育、保健体育、青少年教育、文化財保護等
総 務 費	2,279,293	11.0%	庁舎の維持管理、市税の徴収、住民票等の発行、選挙等
衛 生 費	1,454,202	7.0%	保健衛生、環境衛生、公害対策、母子衛生、ごみ処理等
土 木 費	1,549,264	7.5%	道路、公園、街路、土地区画、住宅、河川等
農林水産業費	1,389,751	6.7%	農業、畜産業、水産業、土地改良、林業等
消 防 費	415,042	2.0%	消火活動、救急活動、その他消防関連活動等
議 会 費	292,840	1.4%	議会運営、議員報酬等
商 工 費	169,309	0.8%	商工業の振興、中小企業対策、観光振興等
災害復旧費	29,000	0.1%	災害による農林水産、土木施設等の復旧
予 備 費	20,000	0.1%	予備費
労 働 費	16,047	0.1%	シルバー人材センターへの補助、失業対策等
諸 支 出 金	5	0.0%	普通財産の取得費、公営企業への貸付等
合 計	20,753,100	100.0%	

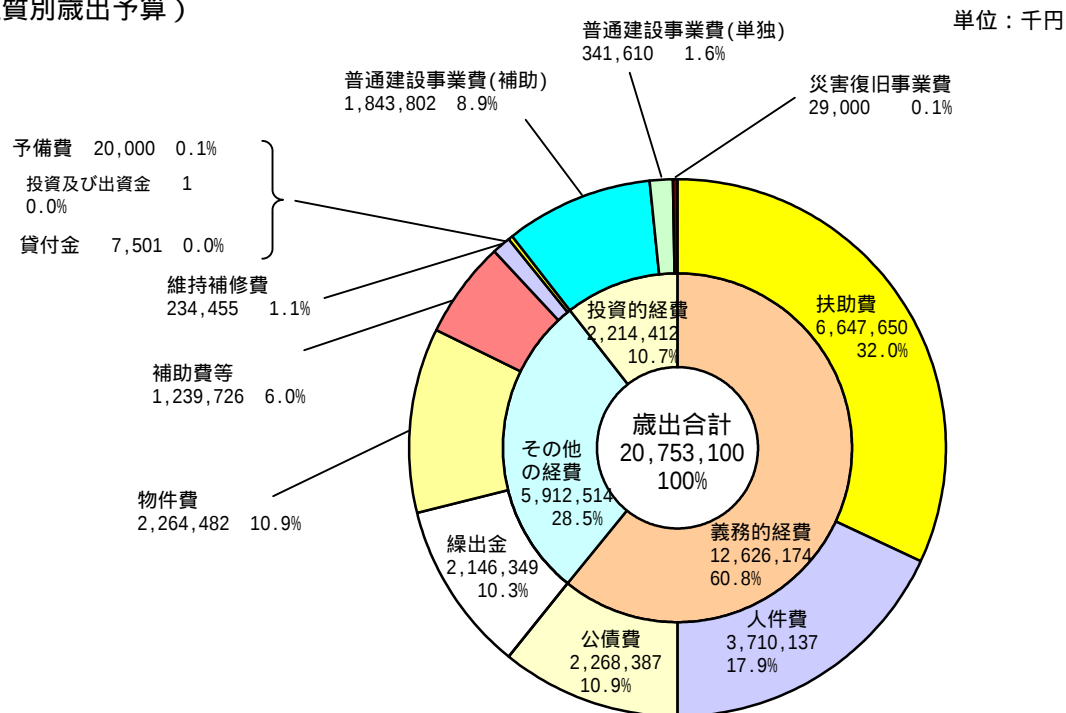
端数処理のため、構成比は合計欄の数値と一致しない場合があります。

性質別歳出予算の状況

経費の性質によって「義務的経費」、「投資的経費」、「その他の経費」に分類されます。

- 義務的経費：支出が義務付けられているもので人件費、扶助費、公債費があります。
 1. 人件費：議員報酬、各種委員報酬、職員給、嘱託員報酬、各共済費等に要する経費
 2. 扶助費：生活保護法や児童福祉法等、法令の規定によって支出が義務付けられている経費
 3. 公債費：市債等の返済（元利及び利子の償還）に要する経費
- 投資的経費：道路、公園、学校等の建設等のように、その経費の支出効果が単年度または短期間で終わらず、固定的な資本の形成・向上に寄与する経費
- その他の経費：義務的経費及び投資的経費以外の経費の総称で、次のようなものがあります。
 1. 補助費等：特定の事業、研究等を育成・助成するために対価なく支出する経費
 2. 物件費：旅費、光熱水費、備品購入、通信運搬費等業務の遂行に必要な経費
 3. 貸付金：行政目的遂行のため、法令や条例等に基づいて貸し付けるお金
 4. 繰出金：一般会計と特別会計又は特別会計相互間において支出される経費
 5. 積立金：特定の目的のために設けられた基金等に対する経費
 6. 出資金：特定の法人や組合に対して公益の必要性から共同して行う事業、財政援助、投資及び出資の場合に支出する経費
 7. 維持補修費：市が管理する公共施設等の補修等に支出する経費

平成24年度一般会計当初予算
(性質別歳出予算)



豆知識

基金・・・特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て(積立基金)または定額の資金を運用する(定額運用基金)ために条例等により設置されるもので、本市は20の基金があります。

歳入歳出予算の状況をみてきましたが、市民一人当たりではどうなっているでしょうか。

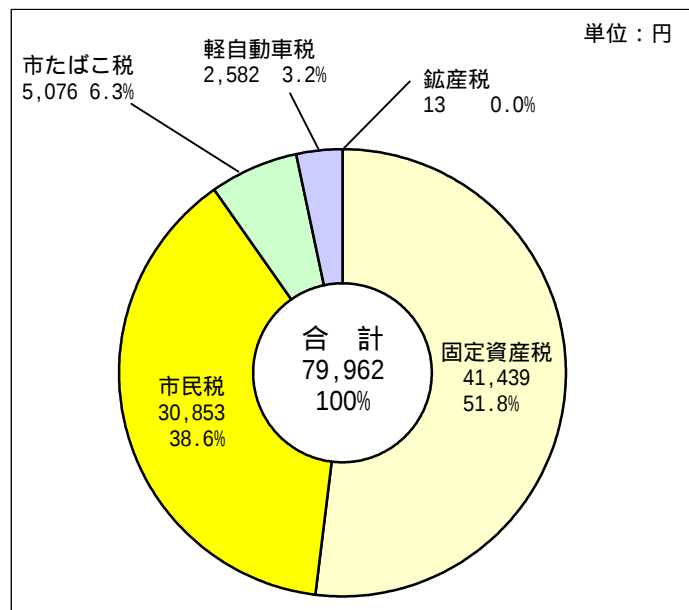
市民一人当たりの市税負担額

平成24年度一般会計当初予算の市税は47億1,299万7千円で歳入総額の22.7%を占めています。

市民一人当たりでは負担額がいくらになるか税ごとに区分したグラフで見てください。

市民一人当たりの税負担額は、合計で79,962円になります。

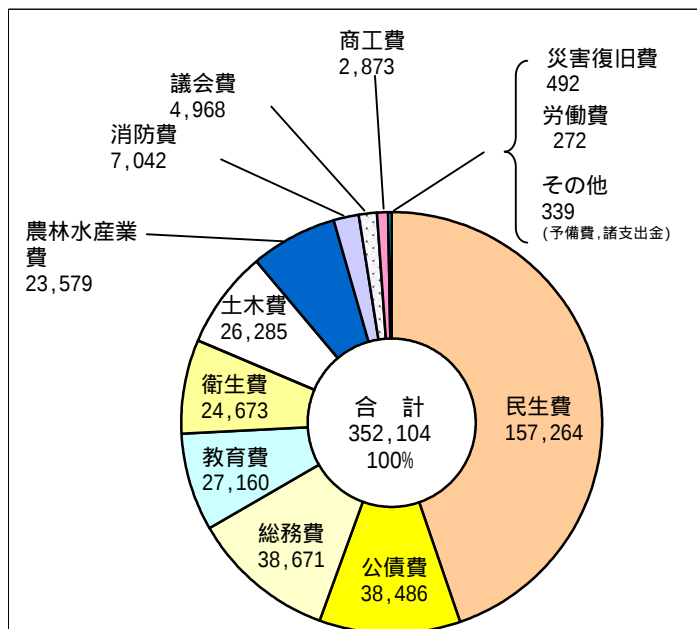
平成24年3月31日現在
住民基本台帳人口：58,940人



次に一人当たりの歳出予算（行政経費）を見てみましょう。

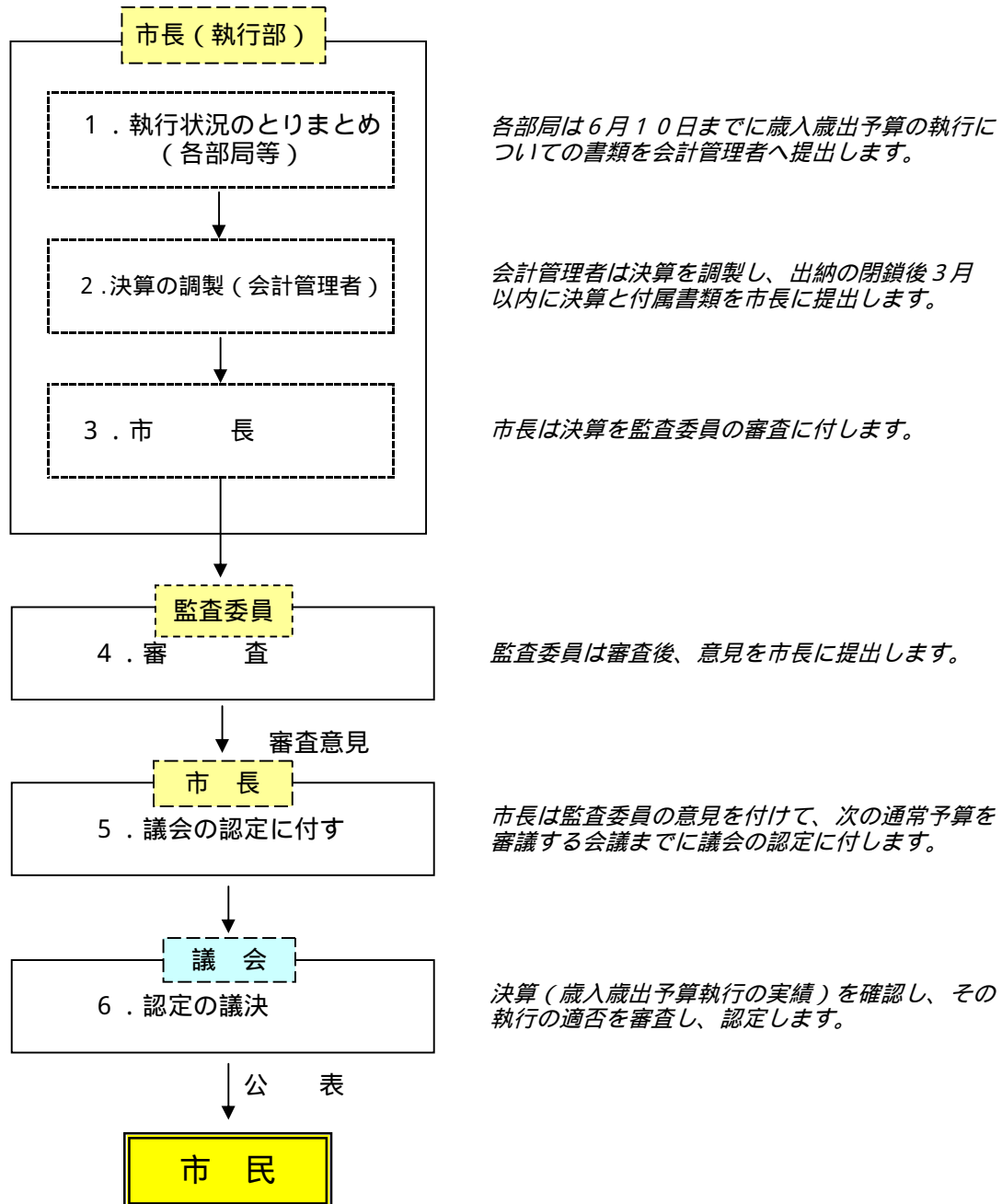
市民一人当たりの歳出予算額

平成24年度当初予算207億5,310千円を一人当たりの予算額にすると352,104円になります。



< 決 算 >

決算の流れ



決算額を把握し、財政がどのような状況にあるかを分析し、判断するうえで重要な役割を果たしているのが次に説明する決算統計です。

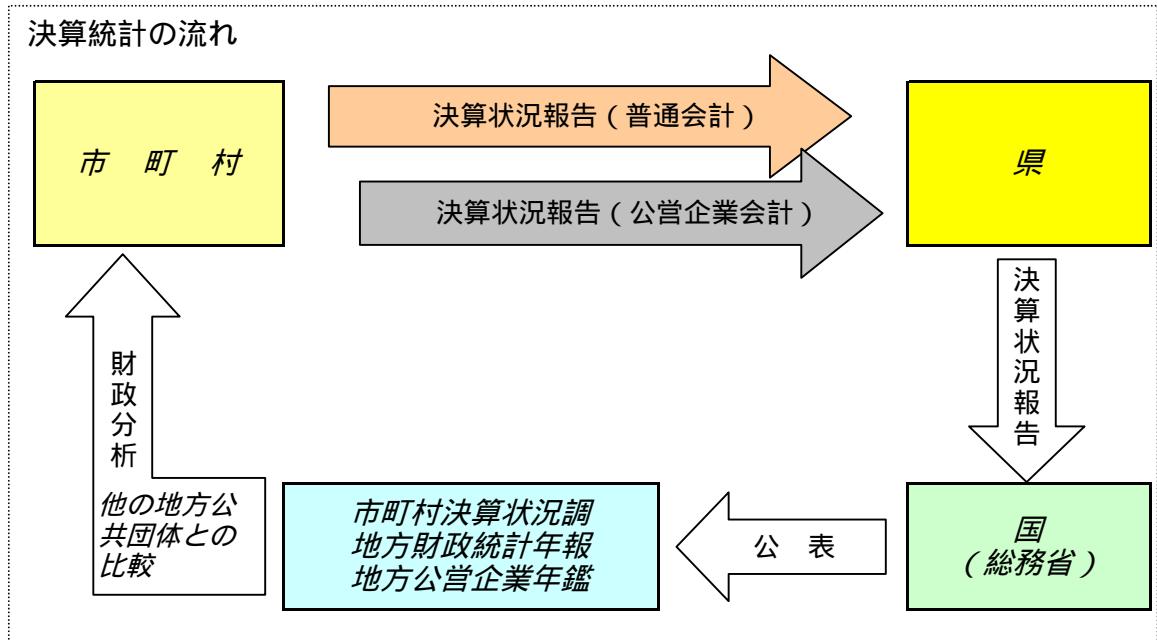
豆知識

決算の確定：予算を執行した市長(執行部)は一会計年度が終了すると執行の実績(決算)をまとめ、議会へ提出します。提出された決算は議会で認定の議決を経て確定します。

決算統計

決算統計(地方財政状況調査)は地方公共団体の決算についての統計です。これは予算の執行を通じて行政目的が効率的に達成されたか否かを検討する基礎となるものです。

この調査は、地方自治法第252条の17の5第1項及び第2項の規定に基づき、国からの依頼により地方公共団体が作成し報告することになっています。



通常「決算統計」という場合は『普通会計』の決算統計を指します。

普通会計と公営事業会計

糸満市の決算統計の区分は次のとおりです。

【普通会計に属するもの】

一般会計
人材育成事業特別会計
土地区画整理事業特別会計(うち「保留地処分」に係るものを除く)

【公営事業会計に属するもの】

土地区画整理事業特別会計のうち「保留地処分」に係るもの(宅地造成事業)
糸満ふれあい漁港公園事業特別会計(観光施設事業)
公共下水道事業特別会計
水道事業会計 -----> 公営企業会計

} 特別会計

【その他の特別会計】

国民健康保険事業特別会計
介護保険特別会計
後期高齢者医療特別会計

における「保留地」とは土地区画整理法で土地区画整理事業の施行費用に充てるため、換地(従来あった土地の代替)せずに留めておく一定の土地のことです。

公営事業会計

公営事業会計には地方公営企業法適用と非適用があります。

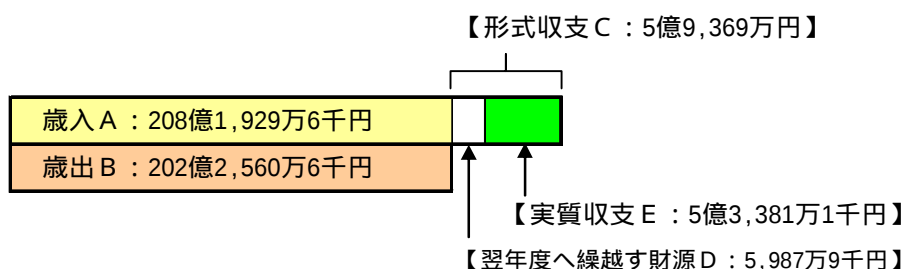
1. 法適用：地方公営企業法を適用しているもの・・・【水道事業会計】
2. 法非適用：地方財政法第6条に基づき設置している特別会計及び同法施行令第12条で指定された事業・・・【宅地造成事業・観光施設事業・公共下水道事業特別会計】

それでは、平成23年度普通会計の決算統計に基づいて糸満市の財政状況を見てみましょう。

< 平成23年度決算 >

決 算 規 模

算額		単位：千円		
歳入総額 A	歳出総額 B	歳入歳出差引 (A - B) C	翌年度へ繰 越す財源 D	実質収支 (C - D) E
20,819,296	20,225,606	593,690	59,879	533,811



豆知識

実質収支：形式収支(歳入総額から歳出総額を差し引いたもの)から翌年度へ繰越す財源(諸事情によりやむを得ず翌年度へ繰越す事業に充てるための財源)を差し引いたものです。

実質収支は財政運営の状況を判断する一つの基準です。平成23年度は5億3,381万1千円の黒字となりました。

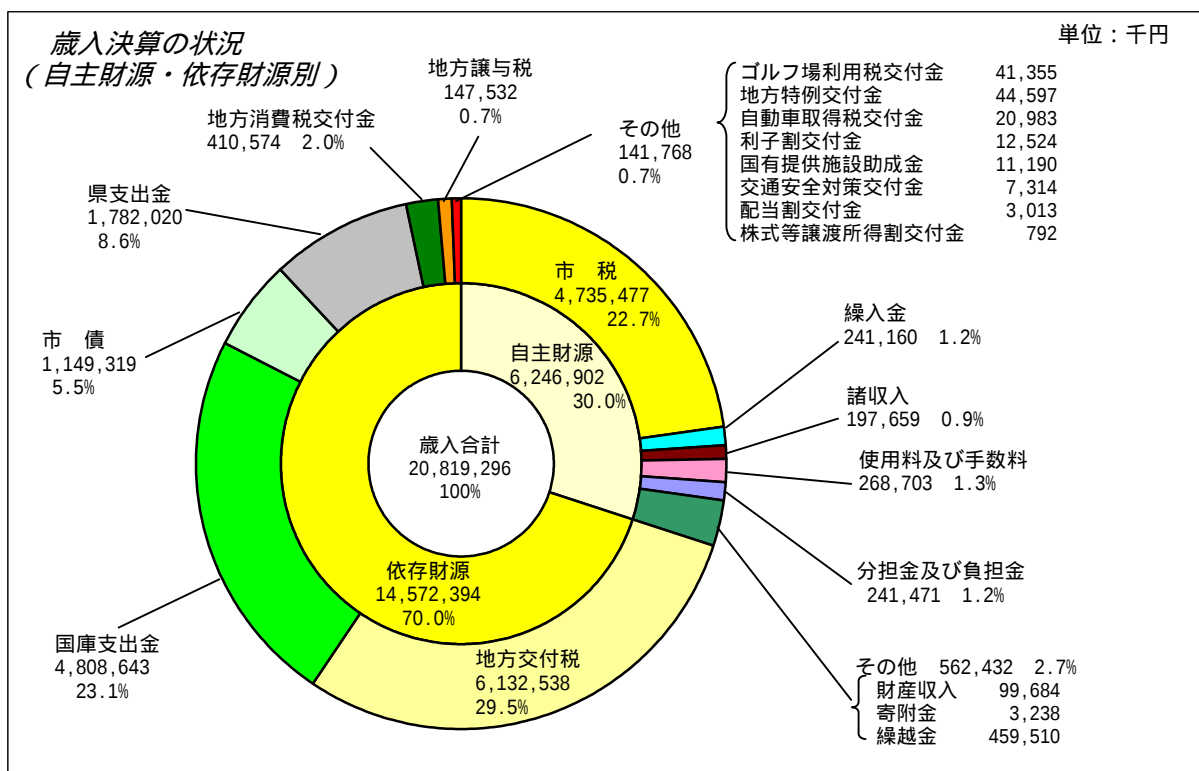
この黒字分(決算剰余金)は1/2を下らない額を

基金に積み立てること 市債の繰上償還を行うこと

が地方財政法第7条で定められています。

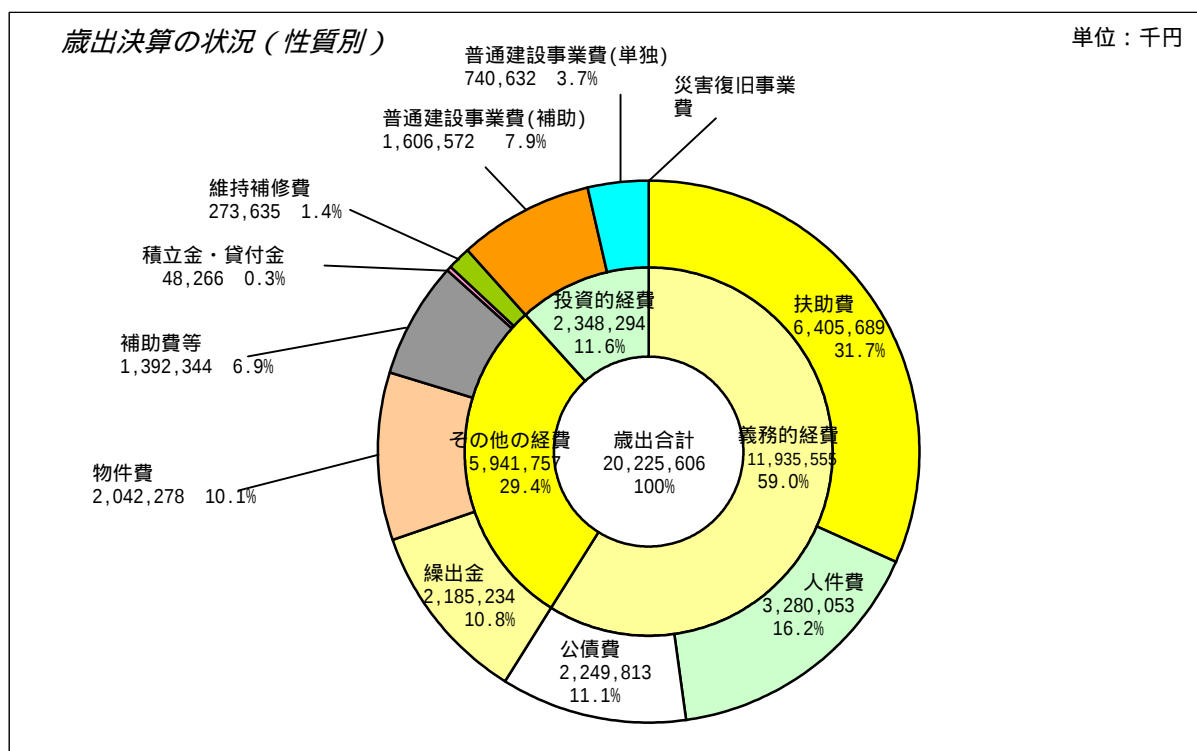
平成23年度の実質収支額は、3億円を財政調整基金へ積み立て、残りを平成24年度への繰越金としました。

次に歳入・歳出の決算を見てみましょう。



本市の歳入総額に占める自主財源の割合が30.0%、依存財源の割合が70.0%となっており、自主財源の割合は平成22年度の27.0%と比べて3.0ポイント高くなっています。

しかし、平成22年度全国平均の46.8%と比較すると、依然として自主財源の割合は大きく下回っており、自由に使える財源(一般財源)は地方交付税に大きく依存しています。



歳出総額に占める義務的経費の割合は59.0%で平成22年度の53.7%より5.3ポイント高く、投資的経費は11.6%で平成22年度20.7%より9.1ポイント低くなっていますが、依然として財政の硬直化状態にあります。

糸満市の家計

糸満市の平成23年度の財政状況を年収360万円の家計にたとえてみました。置き換えるには難しい部分がありますので、あくまで参考としてご覧ください。

平成23年度の財政状況		単位：千円	家計にたとえると		単位：円
【収入】				年収	月給(月平均)
1	自主財源(税収等)	6,017,256	給料等	1,040,483	86,707
2	依存財源(交付税・補助金等)	13,423,075	親からの仕送り	2,321,071	193,423
3	市債	1,149,319	借金	198,736	16,561
4	基金繰入金	229,646	預金の取り崩し	39,710	3,309
計		20,819,296		3,600,000	300,000
【支出】				年間出費	月間出費
1	人件費	3,280,053	生活費(食費等)	567,175	47,265
2	公債費	2,249,813	ローン返済金	389,030	32,419
3	扶助費	6,405,689	学費・保育料等	1,107,649	92,304
4	物件費	2,042,278	生活費(光熱水費等)	353,144	29,429
5	普通建設事業費	2,347,204	土地の整備・家屋の増築等	405,870	33,823
6	繰出金	2,185,234	子供への仕送り	377,863	31,489
7	維持補修費	273,635	家や庭の修繕費	47,316	3,943
8	その他の支出(投資及び出資金・貸付金・積立金・補助費等)	1,441,700	その他	249,294	20,774
計		20,225,606		3,497,341	291,446

本市の月収は30万円でそのうち給与はわずか約8万6千円でしかありません。親からの仕送りが約19万3千円もあり、いかに親頼みの生活かがわかります。それでも毎月の出費額約29万1千円あまりを補うことができず、毎月約1万7千円の借金をし、3千円あまりの貯金を取り崩していることになります。

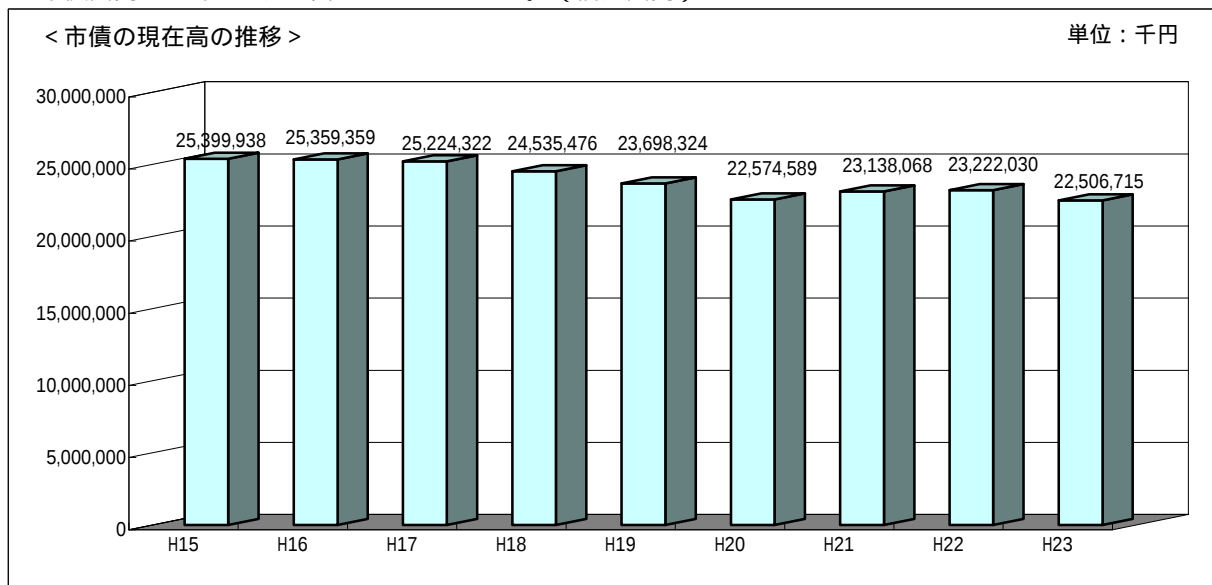
【収入】欄の1～3についてはP 3・4、4についてはP 14を参照。

【支出】欄についてはP 6を参照。

市 債

事業を推進するために市債の発行(借金)は必要ですが、市債の元利償還金(返済金)は歳出の公債費であり、義務的経費となります。

義務的経費が増えると自由に使える財源が減少し、財政運営が硬直化する原因となります。平成23年度末の市債残高は225億671万5千円となっています。(借入残高)

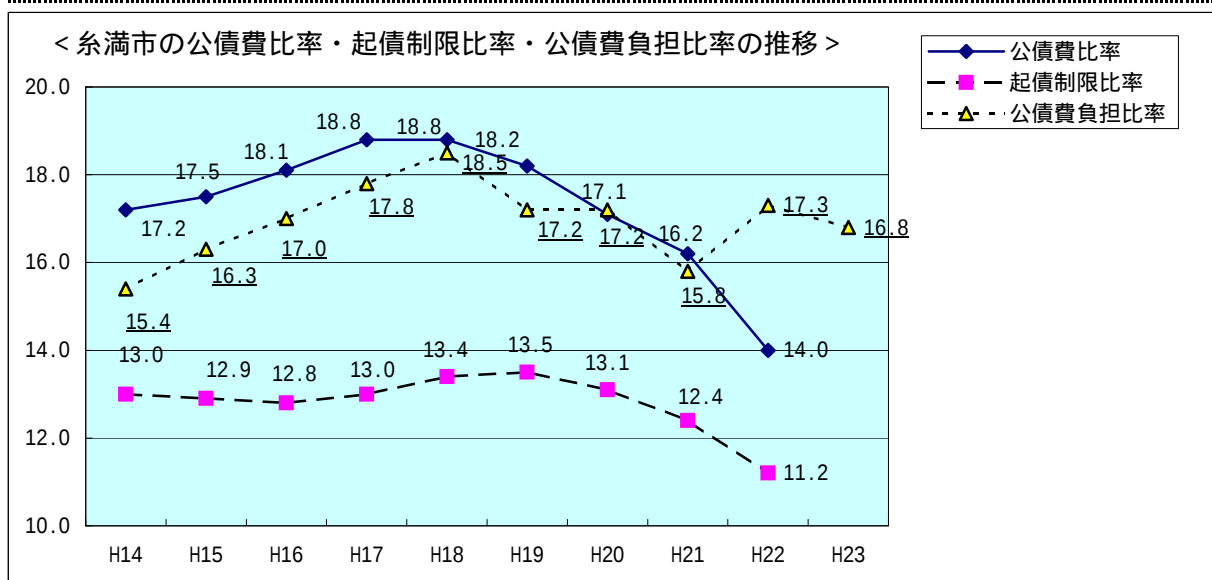


公債費比率・起債制限比率・公債費負担比率

公債費比率：「一般財源(使途が特定されない資金)が市の借金(公債費)の元利償還額(元利・利子の返済)にどれくらい使われているか」を表した指標です。

起債制限比率：公債費比率とほぼ同じ意味合いで、市の借金返済額から地方交付税に算入される元利償還額を除いた過去3カ年の平均であり、借金の度合いを判断する指標です。この比率が20%を超えると借金すること(市債発行)が制限されます。

公債費負担比率：歳入における一般財源の総額のうち、公債費に使われた額がどれくらいあるかを表した指標です。この比率が15%を超えたら警戒ライン、20%を超えると危険ラインとされています。

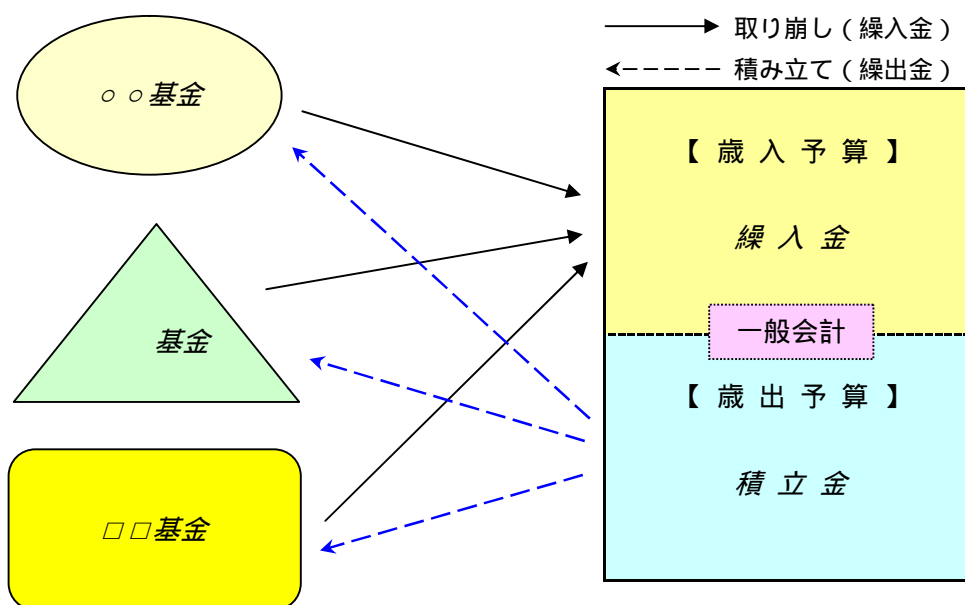


公債費負担比率は平成18年度から平成21年度まで年々減少していますが、平成22年度で17.3%と急激に増加しています。これは、平成21年度に多額であった積立金が大幅に減額したためです。公債費比率も減少傾向にありますが、以前として借入残高が多額なため、今後も市債を抑制していく必要があります。(公債費比率と起債制限比率は現在ではあまり使われていない数値のため、H23からは省略しています)

基金の状況

基金は法令等に基づいて、特定の目的のために財産を維持し、資金を積み立て、又は定額の資金を運用するために設けられる資金又は財産をいいます。

本市には17の積立基金と2の定額運用基金があります。ここでは積立基金の状況を見てみましょう。



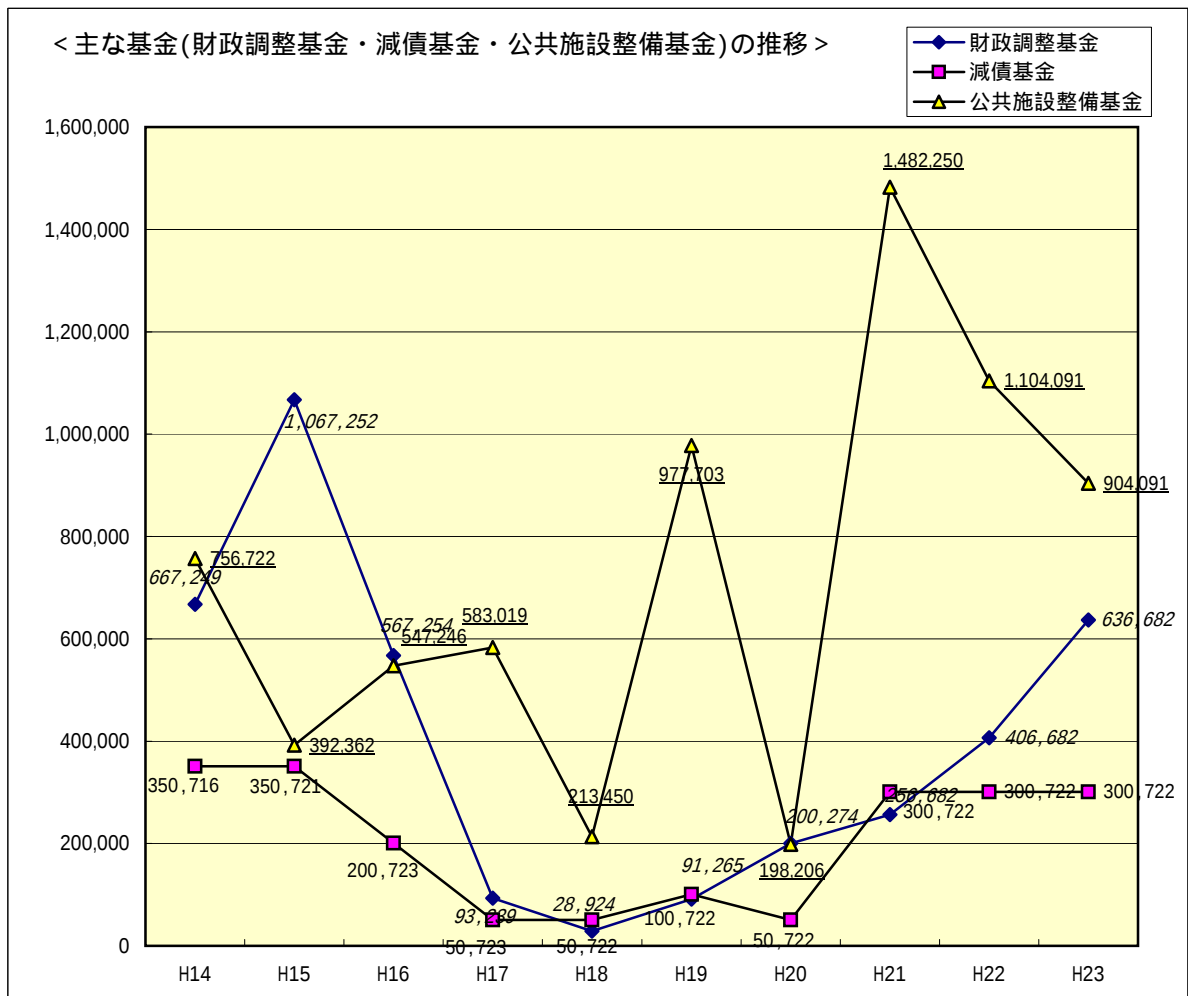
基金の一部を取り崩して一般会計の財源に使用する場合は、歳入予算の「繰入金」に計上します。逆に基金へ積み立てる場合は、歳出予算の「積立金」に計上します。

<系満市の積立基金の種類と現在高>

単位：千円

基金名	平成24年5月末現在	目的
財政調整基金	636,682	財政運営が厳しい時期に取り崩して使用します。
減債基金	300,722	市の借金返済(公債費)の財源として使用します。
公共施設整備基金	904,091	公共施設を整備するための財源として使用します。
福祉振興基金	106,139	果実運用(積み立てた基金の利息等)で福祉振興のための事業を行うための財源として使用します。
人材育成基金	334,818	本市の人材育成事業を行うための財源として使用します。
その他の基金	332,655	事業の目的により14の基金があります。
合計	2,615,107	

平成23年5月末の現在高合計は26億1,326万8千円で平成24年5月末現在高合計は26億1,510万7千円となっており、差額183万9千円増額しています。これは基金(貯金)を積み立てているからです。



平成21年度に公共施設整備基金が大きく増加した主な要因は、糸満市土地開発公社から寄附金を積み立てたことによるものです。

糸満市の基金の種類

積立基金	定額運用基金
1 財政調整基金	1 土地開発基金
2 減債基金	2 緊急援護貸付資金基金
3 公共施設整備基金	
4 福祉振興基金	
5 人材育成基金	
6 清掃施設等建設基金	
7 学校用地取得及び施設整備基金	
8 岩崎奨学資金基金	
9 高倉人材育成基金	
10 琉球銀行人材育成基金	
11 大城長成人材育成基金	
12 ふるさとづくり基金	
13 ふるさと農村活性化基金	
14 市民会館建設基金	
15 職員退職手当特別負担金引当基金	
16 ふるさと応援基金	
17 住民生活に光をそそぐ基金	

経常収支比率

経常収支比率とは「歳入のうち経常的な一般財源が、歳出の経常的経費の一般財源にどれだけ使われているか」の割合であり、財政構造の弾力性を表しているため財政を分析するうえで重要な指数です。

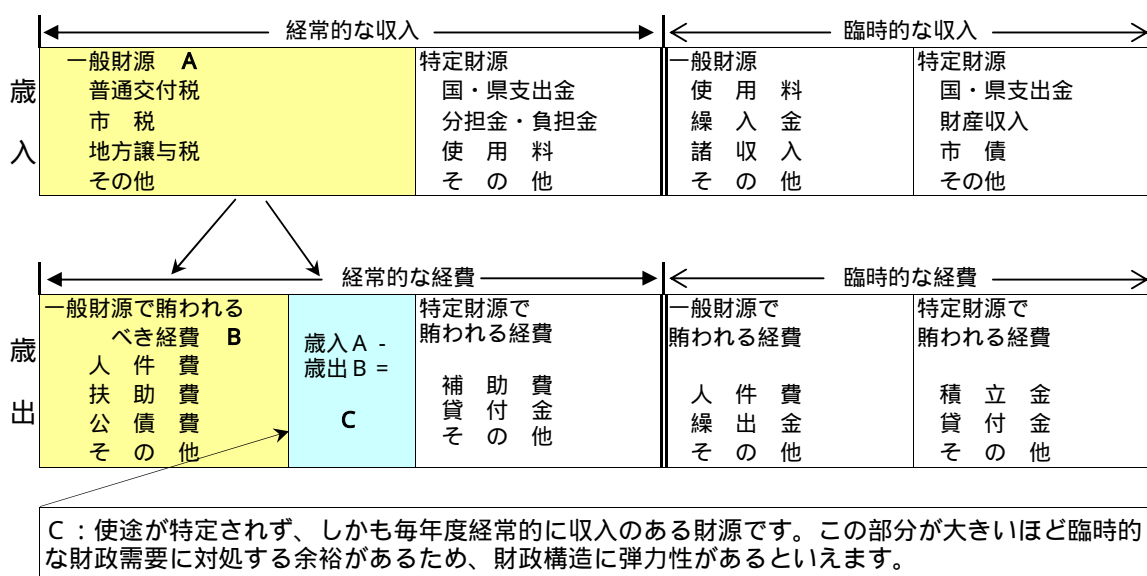
$$\text{経常収支比率} = \frac{\text{一般財源で賄われる経常経費 } B}{\text{経常一般財源総額 } A} \times 100$$

経常的経費：毎年度決まって支出するお金（人件費、借金返済等）のことです。
経常的に収入のある財源で賄われることが必要です。

経常一般財源：用途が特定されずに毎年度決まって収入のあるお金（市税、地方税等）のことです。歳入総額に占める割合が大きいほど収入の安定性と財政運営の自主性が確保されると言えます。

経常収支比率は都市で概ね75%程度が標準とされています。

図で見てみましょう。この図では経常収支比率が100%以下の場合を表しています。



平成23年度の経常収支比率はどうなっているでしょうか。

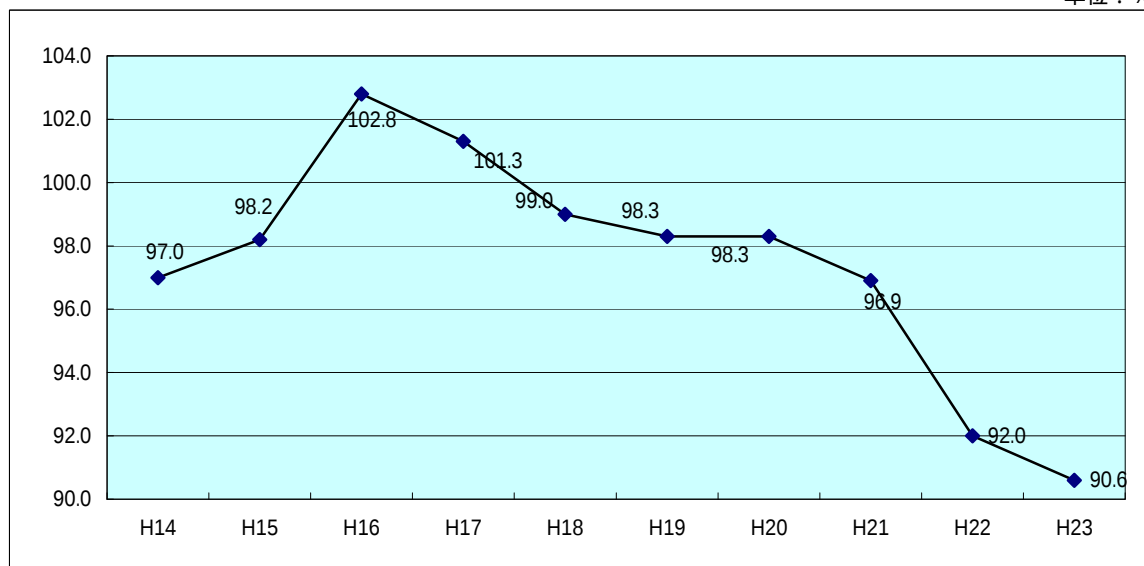
単位：千円

歳入	← 経常的な収入 →		← 臨時的な収入 →	
	一般財源 A	特定財源	一般財源	特定財源
	11,114,089	4,428,315	2,177,034	3,099,858
	【総額 20,819,296】			
歳出	← 経常的な経費 →		← 臨時的な経費 →	
	一般財源で賄われるべき経費 B	特定財源で賄われるべき経費	一般財源で賄われるべき経費	特定財源で賄われるべき経費
	10,788,346	5,162,220	1,909,087	2,365,953
	【総額 20,225,606】			
経常収支比率： $B \div A = 97.1\%$				

平成23年度は90.6%で平成22年度の92.0%より1.4ポイント低くなりましたが、標準とされている概ね75%と比較すると大きな隔たりがあります。これは財政状況が硬直化し、緊急時に対応する必要な財源が無いという危機的な状況であり、今後も収入の確保及び歳出の抑制を行う必要があります。

< 経常収支比率の推移 >

単位：％



経常収支比率が悪化している主な要因としては、観光農園や新庁舎等の元利償還(公債費)、民生費の支援費や教育費の要保護・準要保護補助金等の扶助費、退職手当負担金等の人件費、糸豊清掃施設組合への負担金及び国保特別会計・下水道特別会計への繰出金等によるものです。